
第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第2章 公的施策

住み慣れた地域,家庭でいつまでも



第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第2章 公的施策

第1節 公的施策の充実

これまで高齢者を中心に保健医療・福祉サービスに対する需要が増大し、またその高度化、多様化が進んでおり、今後もこうした傾向がますます強まるだろうと述べてきた。保健医療・福祉サービスに対する需要の変化に対応し、これまでも所得保障、医療費の保障、医療供給体制の整備、社会福祉サービス、保健衛生面の対策などの社会保障施策が充実され、国民生活に不可欠の基盤として定着している。

このような公的施策の充実の具体的内容については、第2部において、国民皆保険・皆年金30年と今後の展望及び老人保健法等の法改正について、また、第3部において、厚生行政全般の進展についてそれぞれ詳述しているため、第2編の諸資料と併せて、該当部分を参照していただきたい。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第2章 公的施策

第1節 公的施策の充実

1 社会保障給付費の増加

平成元年度の社会保障給付費は、44兆6,400億円で、これは国民所得の14%に当たる。1人当たり社会保障給付費の推移をみても、昭和30年度に4,400円、50年度に10万4,300円となり、平成元年度には36万2,200円に達している。この間の1人当たり国民所得が名目で約33倍に伸びているのに対し、1人当たり社会保障給付費は約82倍の伸びとなっており、後者の方が2.5倍も速いスピードで増加したことがわかる。また、高齢者関係の1人当たり社会保障給付費は、それをさらに大きく上回って伸びており、高齢者を対象とした社会保障施策が着実に充実されていることを裏付けている。

社会保障給付費等の推移

社会保障給付費等の推移

年 度	社会 保 障 給 付 費	1 人 当 たり 給 付 費	高 齢 者 関 係 給 付 費	高 齢 者 1 人 当 たり 給 付 費	1 人 当 たり 国民所得
	億円	千円	億円	千円	千円
昭和30年度	3,893 (3.3)	4.4 (4.2)	…	…	78.2 (7.1)
35	6,553 (5.6)	7.0 (6.7)	…	…	144.5 (13.0)
40	16,037 (13.7)	16.3 (15.6)	…	…	273.2 (24.6)
45	35,239 (30.2)	33.7 (32.3)	…	…	586.0 (52.9)
50	116,726 (100.0)	104.3 (100.0)	38,875 (100.0)	438.5 (100.0)	1,108.7 (100.0)
55	246,044 (210.8)	210.2 (201.5)	107,595 (276.8)	1,010.6 (230.5)	1,706.1 (153.9)
60	356,440 (305.4)	294.5 (282.4)	189,467 (487.4)	1,519.6 (346.5)	2,145.9 (193.6)
平成元年度	446,404 (382.4)	362.2 (347.3)	261,474 (672.6)	1,827.3 (416.7)	2,595.6 (234.1)

- (注) 1. 高齢者関係給付費は、年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費からなる。
 2. 高齢者1人当たり給付費は、高齢者関係給付費を65歳以上人口(総務庁「国勢調査」及び「推計人口」による)で除して算出したもの。
 3. ()内は昭和50年度を100とした指数。

資料：社会保障給付費は社会保障研究所調べ
 国民所得は経済企画庁「国民経済計算」

厚生白書(平成3年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第2章 公的施策

第1節 公的施策の充実

2 ゴールドプランと福祉八法の改正

保健医療・福祉サービスに対する需要の増大,高度化,多様化に対しては,後述する民間サービスの振興等とも相まって,今後とも公的施策の一層の充実が必要である。このため,厚生省では,大蔵省及び自治省の合意の下に,平成元年12月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(ゴールドプラン)を策定し,ホームヘルパー,ショートステイ及びデイサービスを柱とする在宅福祉対策や,特別養護老人ホーム,老人保健施設等の施設対策について,今世紀中(平成11年度まで)に実現すべき目標を掲げ,重点施策として積極的に推進している。

また,平成2年6月には,老人福祉法等福祉関係八法の改正を行い,住民に最も身近な市町村において,高齢者等の需要にきめ細かく対応し,在宅,施設を通じた福祉サービスを,一元的かつ計画的に実施できるよう法制度の整備を行ったところである。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第2章 公的施策

第2節 高齢者等サービスの受けての立場に立った施策の推進

1 豊富なサービスメニューの提供

このように、高齢者等に対する保健医療・福祉サービスは、質量とも着実に充実され、またそのメニューの幅も広がっている。例えば、高齢者が入所している施設をみると、老人病院をはじめとする病院、いわゆる中間施設である老人保健施設、そして老人福祉施設としての特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等多岐にわたっている。また、在宅福祉対策についても、ホームヘルパーの訪問、デイサービス、ショートステイ、福祉機器の提供、各種の相談など多くのサービスが用意されている。これらの施設サービス、在宅サービスは、いずれも高齢者の多様な需要にきめ細かく対応するために用意されているものである。

平成3年度予算と高齢者保健福祉推移十か年戦略

平成3年度予算と高齢者保健福祉推進十か年戦略

事 項	元年度予算	2年度予算	3年度予算	整備目標(11年度)
1. 在宅福祉対策の緊急整備				
(1) ホームヘルパー(訪問介護を行う者)の充実	31,405人	35,905人 (+4,500人)	40,905人 (+5,000人)	100,000人
(2) ショートステイ(特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業)の充実	4,274床	7,674床 (+3,400床)	11,674床 (+4,000床)	50,000床
(3) デイサービス(日曜りで介護サービスを受ける事業)の充実	1,080か所	1,780か所 (+700か所)	2,630か所 (+850か所)	10,000か所
(4) 在宅介護支援センターの充実	—	300か所	700か所 (+400か所)	10,000か所
(5) 「住みよい福祉のまちづくり事業」の推進	新規30市町村	80市町村 (新規50市町村)	100市町村 (新規50市町村)	—
2. 「寝たきり老人ゼロ作戦」の展開				
(1) 機能訓練の充実				
①機能訓練を行う場の確保(市町村保健センター等の活用)	3,849か所	4,316か所 (+467か所)	4,783か所 (+467か所)	—
②機能訓練会場への送迎のためのリフト付バスの配備	—	1,054台	1,287台	—
(2) 脳卒中情報システムの整備	—	10県	15県 (+5県)	—
(3) 脳卒中、骨折等の予防のための健康教育等の充実	17,625百万円	17,779百万円	18,026百万円	—
3. 在宅福祉等充実のための長寿社会福祉基金	63年度 補正予算 100億円	元年度補正 予算追加出資 600億円	—	—
4. 施設の緊急整備(整備費)				
(1) 特別養護老人ホームの整備	8,000床	10,000床 (+2,000床)	10,000床	240,000床
(2) 老人保健施設の整備	150か所	250か所	275か所	3,500か所 (280,000床)
(3) ケアハウスの整備	200人	1,500人 (+1,300人)	3,000人 (+1,500人)	100,000人
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	—	40か所	40か所	400か所
5. 高齢者の生きがい対策の推進				
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	15県	30県 (+15県)	47県 (+17県)	—
(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」	152市町村	304市町村 (新規152市町村)	304市町村 (新規152市町村)	—
6. 長寿科学研究の推進 長寿科学総合研究経費	508百万円	1,002百万円	1,392百万円	—
7. 高齢者のための総合的な福祉施設の整備「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	—
8. ゴールドプラン推進支援方策(平成3年度から実施のもの)				
(1) 福祉マンパワーの確保				
①福祉人材情報センターの設置	—	—	15か所	—
②福祉人材バンク事業の推進	—	—	95か所	—
(2) 在宅福祉サービス推進等事業	—	—	1,000百万円	—

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第2章 公的施策

第2節 高齢者等サービスの受けての立場に立った施策の推進

2 利用者の立場に立った情報提供の重要性

ところで、これらの施設や在宅サービスの存在や内容を高齢者等やその介護者等は十分に知っているのだろうか。あるいは、高齢者等やその家族が、自分の需要に最も合致した施設や在宅サービスを適切に選択し、上手に利用できる仕組みになっているのだろうか。後述するように、公的なサービスのほかに民間事業者によるサービスやボランティア活動によるサービスが活発になってくると、それらを含め、自分が利用できるサービスの全体像を把握し、自分に合ったものを適切に選択、利用するのはかなり困難になるのではないかと考えられる。多様な需要に応えて豊富なサービスメニューが用意されていても、それが利用者にとって十分周知されておらず、積極的に活用されないのでは、宝の持ち腐れになってしまう。

保健医療・福祉サービスに関する情報については、地方公共団体(所管課、保健所、福祉事務所)、社会福祉協議会等を通じて提供されてきたが、保健医療分野と福祉分野の情報が総合的に提供されない場合や各種のサービスに関する情報を一元的に提供する主体がはっきりしていない場合があり、1人の人間として保健医療、福祉両面の需要を併せ持った高齢者等にとっては、必ずしも満足のものではない場合があった。これまでも、高齢者等の多様な需要にきめ細かく対応し、最も適切なサービスを提供するため、例えば、市町村においては高齢者サービス調整チームが設置され、保健医療・福祉に関する各種のサービスの総合的な提供が行われている。また、高齢者総合相談センターや在宅介護支援センターによって、必要な情報提供を行っているが、そうした制度がより有効に活用されるよう広報活動等を強化していく必要がある。

今後とも、多様な需要を持った1人の人間として高齢者をとらえ、保健医療・福祉サービスの総合的な提供を行う必要性がますます高まることが予想されており、行政においては、そうしたサービスが十分に利用されるよう、サービスの受け手である高齢者等の立場に立つたできる限り丁寧、親切な情報の提供に向けて、一層の努力をしていく必要がある。
